

下松市第2期子ども・子育て支援事業計画

★ くだまつ ★ 星の子プラン

令和2年度～令和6年度

概要版

★安心★
★子育て三つの星★
★やさしい★
★支えあひ★
★くだまつ★



下松市公式
マスコットキャラクター
くだまつ



令和2年3月
下松市

計画の概要

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく法定計画であり、国の基本指針(教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針)に定める計画の作成に関する事項に基づき策定します。

計画の期間

本計画は、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間を計画期間としています。なお、毎年本計画の進捗状況を把握し、その過程の中で必要に応じて見直しを行い、改善を図ります。

計画の対象

本計画の対象は、全ての子ども(18歳未満)とその家庭、地域、企業、関係機関等全ての個人及び団体となります。第1期計画と同様、これらの市民等と行政が連携して協働しながら、子どもを産み育てやすいまちづくりを進めていきます。



基本理念と計画の基本的視点

基本理念

安心★優しさ★支えあい
★子育て三つ星シティ くだまつ

基本的視点

第1期計画では、以下の10の基本的視点を設定しています。これら10の視点は次世代育成支援にとっては普遍的な視点であり、第2期計画においても、働き方の多様化とそれに関連する教育・保育ニーズの多様化等子どもを取り巻く環境が変化中、改めて、子どもは未来を担う大切な宝であり地域全体で支えていくという考え方を踏まえ、これらの視点を踏襲していきます。

視点1 子どもの視点

視点2 子育て家庭の視点

視点3 子育て支援サービスの利用者の視点

視点4 地域社会全体による支援の視点

視点5 仕事と生活の調和実現の視点

視点6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

視点7 全ての子どもと家庭への支援の視点

視点8 地域における社会資源の効果的な活用の視点

視点9 サービスの質の視点

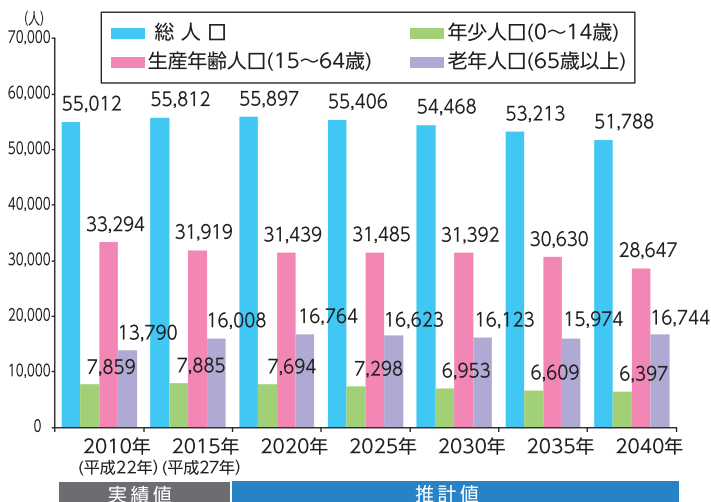
視点10 地域特性の視点



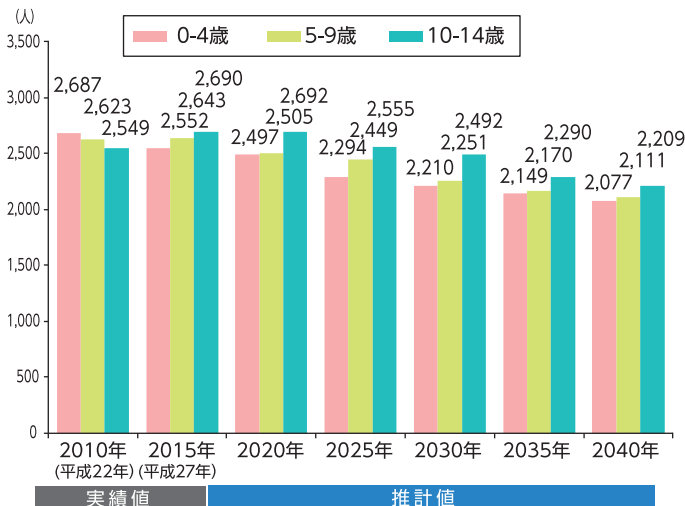
下松市の統計からみる現状

- 本市の総人口は、平成27年(2015年)には55,812人ですが、その後は令和2年(2020年)をピークに減少すると推計されています。
- 年齢区分別では、14歳以下の年少人口は令和7年(2025年)をピークに、また、65歳以上の老年人口は令和2年(2020年)をピークに減少傾向で推移すると推計されています。
- 本市の平成27年(2015年)の0~4歳人口は2,552人、5~9歳人口は2,643人、10~14歳人口は2,690人ですが、3つの年代ともにその後は減少傾向で推移すると推計されています。

総人口・年齢区分別人口の推移と予測



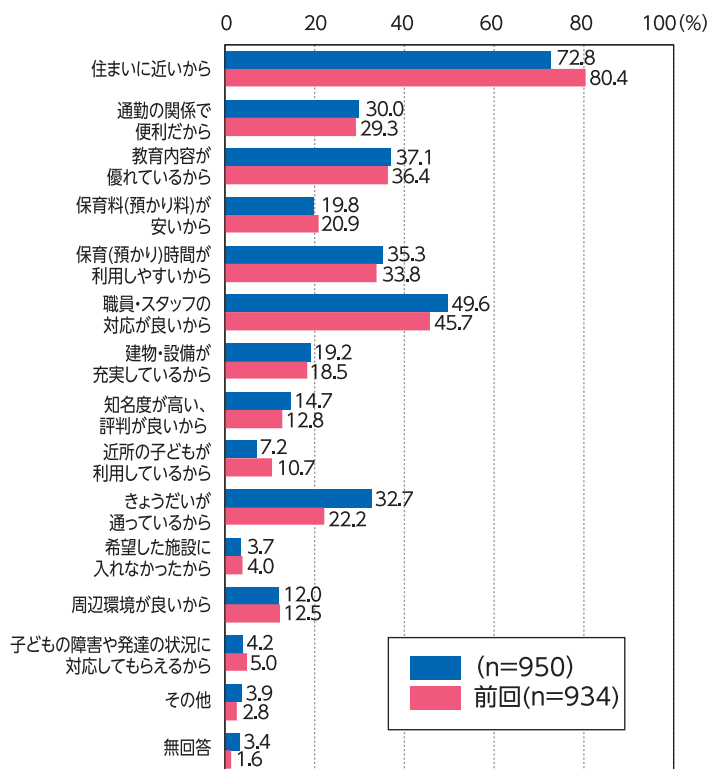
14歳以下3区分別人口の推移と予測



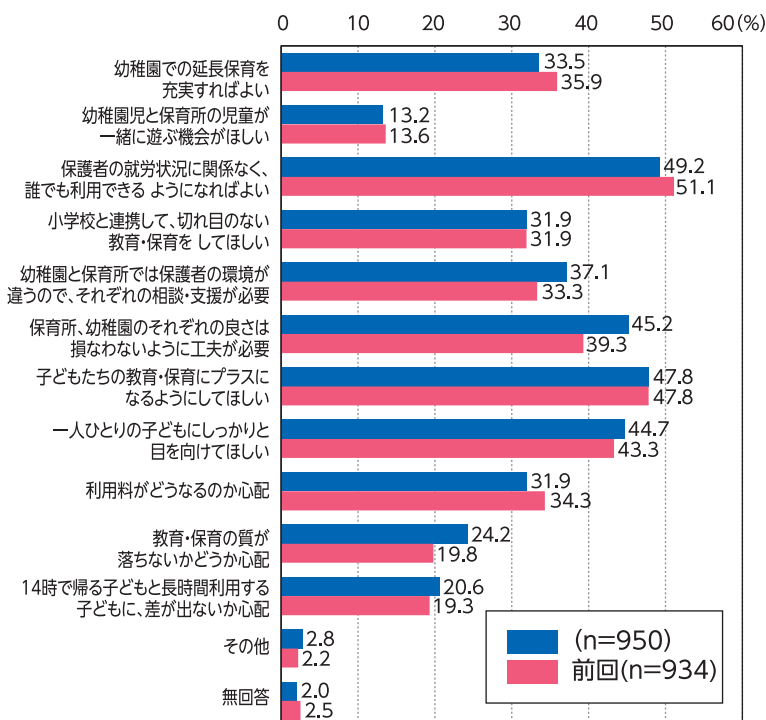
下松市のアンケートからみる現状

- 教育・保育事業を利用する際には、「住まいに近いから」という理由が多くを占めていますが、前回と比べて「きょうだいがいるから」という理由も大きく増加しています。
- 幼保一体化については「保護者の就労に関係なく、誰でも利用できるようなればよい」「一人ひとりの子どもにしっかりと目を向けて欲しい」など、多様な意見がありました。


教育・保育事業の利用する際に重視する理由(就学前のみ)



幼保一体化(就学前のみ)



施策の体系及び主要施策の方向

	主要施策の方向	施策名
基本施策 1 社会や家庭における 子育て意識の啓発	①子育てに関する 社会全体の意識喚起	<ul style="list-style-type: none"> ● 啓発活動 ● 啓発事業の開催 ● 啓発活動への支援
	②家庭における 子育て意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ● 親の学習機会の拡充 ● 子育てに関する男女共同参画意識の醸成 ● 親としての自覚向上への支援
	③次代の親の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育・福祉等の体験事業への支援 ● ジュニアボランティア養成事業の実施 ● 公民館子ども教室の強化 ● 子どもたちのふるさとづくりの醸成 など
基本施策 2 母子保健施策の充実	①切れ目ない妊産婦・ 乳幼児への保健対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子健康手帳交付時の保健指導 ● 妊婦一般健康診査 ● 妊婦歯科健康診査 ● 不妊治療費助成 ● 母親学級・両親学級 ● 赤ちゃんランド ● 保健師等による妊産婦・新生児・乳幼児・未熟児・養育支援家庭等訪問 など 
	②学童期・思春期から 成人期に向けた保健対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校保健や関係機関と地域保健の連携 ● 子どもの発達段階に応じた食育の推進 ● がん予防、喫煙防止についての健康教育の実施
	③子どもが健やかに 育つための地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 育児サークルの育成 ● 保健推進員による妊婦・乳幼児家庭訪問 ● 保健推進員による子育ての集い など
	④育てにくさを感じる 親に寄り添う支援	<ul style="list-style-type: none"> ● ことばの相談 ● 元気っ子教室 ● 年中児すくすく子育て相談会 など
	⑤妊娠期からの 児童虐待防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児健康診査 ● 子育て世代包括支援センター利用者支援事業 など
基本施策 3 行政による子育て支援	①子育て情報の提供・ 子育て相談の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て情報の提供 ● 子育てお助け情報リーフレットの配布 ● 相談事業の強化 ● 利用者支援事業の実施 など
	②経済的支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 就学援助費の充実 ● 保育料の負担軽減 ● 乳幼児医療費助成制度の所得制限の撤廃の継続 ● 子ども医療費助成制度 など
	③関係機関の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てに関する庁内間の連携強化 ● 民生児童委員、主任児童委員の活動強化 など

	主要施策の方向	施策名
基本施策 4 地域による 子育て支援	①各種団体による 地域活動の充実・支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども会等青少年団体への支援 ● 自治会、老人クラブ等地域団体との連携強化 ● ふれあいサロンの設置 など
	②子育てサークル等の ネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てサークルへの支援 ● 子育てサークルの連携強化
基本施策 5 子育てと仕事の両立支援	①多様な保育ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別保育の充実 ● ファミリーサポートセンターの利用促進 など
	②子育て支援施設の 機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園の認定こども園への移行 ● 小規模保育事業等の推進 ● 地域子育て支援センターの機能強化 ● 児童館活動の充実 など 
	③放課後児童クラブの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後児童クラブ(児童の家)活動の充実 ● 新・放課後子ども総合プランの推進 など
	④ワーク・ライフ・バランスの 実現のための働き方の 見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発 ● 女性の再就職のための支援 ● 事業所内保育施設の設置促進 ● 結婚・妊娠・出産・育児の 切れ目のない支援の推進 など
基本施策 6 安心して子育てができる 生活環境の整備	①良質な生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全な道路交通環境の整備 ● 体験型農業公園の整備 ● 子どもや子育て家庭に配慮したまちづくり など
	②学校等の教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 「生きる力」を育む教育の充実 ● 校庭の開放等による子どもの健全な遊び場の提供 ● 読書活動の推進 ● 地域とともにある学校づくりの推進 など
	③安全・安心な まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年の非行防止に対する啓発活動 ● 思春期保健対策の推進 ● 子どもが犯罪等に巻き込まれない環境づくり など
	④特別な支援が必要な 児童等への対策推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待防止対策の充実 ● 障害児施策の充実 ● ひとり親家庭に対する支援



教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策に関する計画について、その提供区域を以下のように設定し、国の「基本指針」に定められた教育・保育及び地域子育て支援事業の確保の内容と実施時期について定めます。

認定区分	対象となる子ども	対象施設
1号認定 (教育標準時間認定)	3歳以上で教育を希望する就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	3歳未満で保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園 特定地域型保育

【初年度】

(単位:人)

2020年度(令和2年度)	教育	保育	
	1号	2号	3号
	3~5歳	3~5歳	0~2歳
①需要量の見込み	840	669	589
②供給量(確保の方策)	840	705	528
特定教育・保育施設※1	840	705	429
特定地域型保育※2	0	0	99
②-①=	0	36	-61

【中間年度】

(単位:人)

2022年度(令和4年度)	教育	保育	
	1号	2号	3号
	3~5歳	3~5歳	0~2歳
①需要量の見込み	824	657	578
②供給量(確保の方策)	840	695	556
特定教育・保育施設※1	840	695	438
特定地域型保育※2	0	0	118
②-①=	16	38	-22

【最終年度】

(単位:人)

2024年度(令和6年度)	教育	保育	
	1号	2号	3号
	3~5歳	3~5歳	0~2歳
①需要量の見込み	777	623	547
②供給量(確保の方策)	800	684	571
特定教育・保育施設※1	800	684	453
特定地域型保育※2	0	0	118
②-①=	23	61	24

※1 保育所、幼稚園、認定子ども園 ただし、認可外保育施設含む

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設含む

地域子ども・子育て支援事業の提供体制①

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。

(子育て支援課窓口、下松市児童センター「わかば」、子育て世代包括支援センター「ハピスタくだまつ」)

供給体制	令和2年度	令和4年度	令和6年度
①需要量の見込み	各1か所	各1か所	各1か所
②供給量(確保の方策)	各1か所	各1か所	各1か所
②-①=	0	0	0

(単位:人日/月)

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

需要量の見込みと供給量	令和2年度	令和4年度	令和6年度
①需要量の見込み	4,318	4,067	3,967
②供給量(確保の方策)	4,318	4,067	3,967
②-①=	0	0	0

(単位:人回/年間)

③ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。

需要量の見込みと供給量	令和2年度	令和4年度	令和6年度
①需要量の見込み	540	540	540
②供給量(確保の方策)	540	540	540
②-①=	0	0	0

(単位:人/年)

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

需要量の見込みと供給量	令和2年度	令和4年度	令和6年度
①需要量の見込み	540	540	540
②供給量(確保の方策)	540	540	540
②-①=	0	0	0

(単位:人(支援対象人数))

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

需要量の見込みと供給量	令和2年度	令和4年度	令和6年度
①需要量の見込み	70	70	70
②供給量(確保の方策)	70	70	70
②-①=	0	0	0

(単位:人日/年)

⑥ 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で一時的に預かり、必要な保護を行う。

需要量の見込みと供給量	令和2年度	令和4年度	令和6年度
①需要量の見込み	11	11	11
②供給量(確保の方策)	11	11	11
②-①=	0	0	0

(単位:人日/週)

⑥ ファミリーサポートセンター (子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

需要量の見込みと供給量(低学年)	令和2年度	令和4年度	令和6年度
①需要量の見込み	33	33	33
②供給量(確保の方策)	33	33	33
②-①=	0	0	0

需要量の見込みと供給量(高学年)	令和2年度	令和4年度	令和6年度
①需要量の見込み	27	26	25
②供給量(確保の方策)	27	26	25
②-①=	0	0	0

地域子ども・子育て支援事業の提供体制②

8-① 一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育) 1号認定

保育認定を受けない子どもを、一時的に通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行う。

(単位:人/年)

需要量の見込みと供給量	令和2年度	令和4年度	令和6年度
①需要量の見込み	4,320	4,236	4,005
②供給量(確保の方策)	4,320	4,236	4,005
②-①=	0	0	0

8-② 一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育) 2号認定で幼稚園希望

共働き世帯で幼稚園を利用している子どもを、定期的に通常の利用時間以外に幼稚園で保育を行う。

(単位:人/年)

需要量の見込みと供給量	令和2年度	令和4年度	令和6年度
①需要量の見込み	25,200	24,720	23,310
②供給量(確保の方策)	25,200	24,720	23,310
②-①=	0	0	0

8-③ 一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育以外)

保育認定を受けない子どもを利用希望に応じて一時的に認定こども園や保育所等で保育を行う。

(単位:人/年)

需要量の見込みと供給量	令和2年度	令和4年度	令和6年度
①需要量の見込み	6,944	6,213	5,621
②供給量(確保の方策)	3,600	3,600	6,000
②-①=	-3,344	-2,613	379

9 時間外保育事業 (延長保育)

保育認定を受けた子どもについて、通常の保育所等の開所時間を超えて、認定こども園、保育所等で保育を実施する。

(単位:人/日)

需要量の見込みと供給量	令和2年度	令和4年度	令和6年度
①需要量の見込み	578	556	534
②供給量(確保の方策)	1,233	1,251	1,255
②-①=	655	695	721

10 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する。

(単位:人日/年間)

需要量の見込みと供給量	令和2年度	令和4年度	令和6年度
①需要量の見込み	915	880	845
②供給量(確保の方策)	1,000	1,000	1,000
②-①=	85	120	155

11 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、専用施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

(単位:人/年間)

需要量の見込みと供給量 (低学年)	令和2年度	令和4年度	令和6年度
①需要量の見込み	704	702	697
②供給量(確保の方策)	672	740	740
②-①=	-32	38	43
需要量の見込みと供給量 (高学年)	令和2年度	令和4年度	令和6年度
①需要量の見込み	139	137	132
②供給量(確保の方策)	128	140	140
②-①=	-11	3	8

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

供給体制 今後、国の指針等に基づき検討していきます。

13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

供給体制 今後、国の指針等に基づき検討していきます。